

岩手県告示第408号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人北さんりく創研
 - (2) 代表者の氏名 日當光男
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県久慈市十八日町一丁目27番地
- 3 定款に記載された目的 この法人は、青森県南地域・岩手県北地域のあらゆる資源を活用した地域づくりを行うとともに、それぞれの地域の実情に対応した地域づくりに取り組むことにより、地域力の向上を図り、地域に誇りと生きがいをもって生活できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。